

令和5年度

定期監査報告書

東久留米市監査委員



5 東久監第 1 0 9 号
令和 6 年 2 月 2 6 日

東久留米市長 富田 竜馬 殿

東久留米市議会議長 澤田 孝康 殿

東久留米市監査委員 安藤 純一

東久留米市監査委員 佐藤 一郎

令和 5 年度定期監査の結果について (提出)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

令和5年度 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の対象

福祉保健部福祉総務課

福祉保健部障害福祉課

福祉保健部介護福祉課

福祉保健部健康課

福祉保健部保険年金課

3 監査の範囲

令和5年度(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)における財務に関する事務の執行状況

4 監査の期間

令和5年9月20日から令和6年2月21日まで

5 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準(令和2年東久留米市監査委員規程第1号)に準拠し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また事務事業の管理運営が合理的かつ能率的に行われているかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員より逐次説明を聴取して確認を行い実施した。

第2 監査の結果

監査した限りにおいて、概ね適正に執行されているものと認められた。